3,4歳児水泳教室、幼児学童水泳教室、キッズたいそう教室受講者の皆さまへ

振替受託のご案内



★『振替受講』とは・・・

ケガ・体調不良等による教室欠席を、他の曜日・時間に振替て受講できる制度のこと

【受付方法】

一度にお受けできる振替は1つまでです。振替を申請された後は、それを消化してから次の振替をお申込みください

① 受付設置の「振替受講申請書」に、

氏名、教室名、教室欠席日(時間)、振替希望日(時間)、 帽子の色・ワッペンの数 (幼児学童水泳教室のみ) を記入のうえ、受付まで提出ください。 お電話での申込みも可能です。上記の項目を電話にてお伝えください

② 職員が振替希望日の受講可否をご案内いたします

|申請〆切| 振替希望日の前日(1営業日前)まで(休場日:毎週月曜日)

★毎月1日から翌月分の教室を振替ることができます。 例)9月15日振替希望の場合、8月1日から振替受付可



○●振替受講のルール●○

- 生活習慣を整え、十分な体調管理のもと原則登録している教室を受講しましょう
- 2 同一教室、同一コースに振替ができます

登録教室			振替対象教室
3,4 歳児水泳教室		\Rightarrow	3,4 歳児水泳教室
幼児学童水泳教室		\Rightarrow	幼児学童水泳教室
キッズたいそう教室	ベーシックコース	\Rightarrow	ベーシックコース
	アドバンスコース	\Rightarrow	アドバンスコース

- ❸ 振替は、登録の3ケ月間でおこないましょう
 - 継続受講される場合でも、受講期間を超えての振替はいたしかねます。
 - 登録3ケ月間で欠席予定が分かっている場合、期間内であれば欠席予定日より前に 振替ができます
- ④ 通常教室日の欠席を、判定会実施日に振替はできません 判定会実施日は教室カレンダーをご覧ください

指定管理者:公益財団法人体力つくり指導協会

袖ケ浦健康づくり支援センター

千葉県袖ケ浦市三ツ作 1862-12 **四0438** (64) 3200

